

意見公募手続における意見の概要及びそれに対する考え方

意見募集期間：令和 8 年 3 月 12 日（木）～ 4 月 13 日（月）
提出意見数：66 件

※ 今回の意見募集の対象は、次の 4 案です。

- ・「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）改正案
- ・「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（以下「支払告示」といいます。）案
- ・「『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法』の運用基準」（以下「支払告示運用基準」といいます。）案
- ・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案

※ 「意見の概要」については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています。

※ 以下では、次の略称を用いています。

- ・「独占禁止法」・・・「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」をいいます。
- ・「取適法」・・・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」をいいます。
- ・「取適法運用基準」・・・「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」をいいます。
- ・「改正物流特殊指定」・・・改正後の「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法」をいいます。

(1) 物流特殊指定改正案に対する意見について

No.	意見の概要	考え方
1	・「運送の役務以外の役務」について具体的に示していただきたい。 ・「役務以外の役務その他の経済上の利益提供」について、抽象的な表現では発着荷主の協議が難しいため、具体的な行為を明示していただきたい。 ・不当な経済上の利益の提供要請の対象となり得る行為について、「荷下ろし時のフォーク作業、荷揃え、ラベル張り等」、「運送・納品に関わる附帯作業（具体的にはフォークリフトを用いた納品作業、棚入れ、商品の仕分けなど）」のように具体的な項目に踏み込んで記載いただきたい。 ・附帯業務等の範囲に、パレット積み替え作業及び標準パレットの受入拒否による積み替え強制が含まれることを明確に示していただきたい。 ・「運送の役務以外の役務その他の経済上の利益」について、車上渡し・車上受け以外の行為は運送の役務以外に該当するのか、ガイドライン等により明確化を要望する。	「運送の役務以外の役務」とは、例えば、「運送」以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務がこれに該当します。 「運送」とは、特定着荷主（特定着荷主が自己以外の者に特定発荷主との取引の目的物等の物品を受け取らせる場合にあっては当該者）の占有下に特定発荷主との取引の目的物等の物品を移動することをいい、「役務」とは、他人のために行う労務又は便益をいい、サービス全般がこれに含まれます。 御意見を踏まえて、改正物流特殊指定の周知に努めてまいります。
2	・次に掲げる場合は、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなるか。 ・発荷主と着荷主の間の契約において、運送事業者が一定の荷役作業（例：配送に伴う荷下ろし）を行うことが規定されている場合 ・発荷主と着荷主の間の契約において事前に規定されていない行為をさせた場合 ・運送の役務以外の役務等を提供させた場合であっても、直ちには「特定発荷主の利益を不当に害する」こととならないことを明らかにされ	特定着荷主が、特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせ、当該提供の行為をした「運送を受託する事業者」に支払われるべき費用その他の当該提供による不利益が特定発荷主に生じる場合であって、①特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることと特定発荷主の利益との関係が明確になっていないとき、又は、②特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることが特定発荷主の直接の利益とならないときには、「特定発荷主の利益を不当に害すること」となります。

	たい。 ・「特定着荷主の依頼により特定発荷主と運送受託事業者が運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をすることに合意（適正対価支払）している場合を除く」旨を追記いただきたい。 ・不当な経済上の利益の提供要請について、「自己のための当該物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益を、当該役務に見合う対価を支払うことなく提供させること。」と修正いただきたい。 ・「運送の役務以外の役務」を提供させることが禁止されるとの文言は、有償で契約に明記された役務提供まで禁止する趣旨とも読み取れるが、その理解で正しいか。また、物流効率化法等との整合性を含め、許容される役務提供の考えを明確にしていきたい。 ・「特定発荷主の利益を不当に害する」とは、具体的にどのような場合か。例えば、特定発荷主に金銭的な損害が生じた場合以外にも、「不当に害する」ケースが想定されるのかについて、ガイドライン等でより明確にしていきたい。 ・発荷主と運送事業者の間の契約において、運送事業者が一定の荷役作業（例えば、配送に伴う荷下ろし等）を行うことが規定されている場合には、当該行為が「特定発荷主の利益を不当に害する」ものには該当しないことを明確にするため、「特定発荷主が運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせることができる場合を除く。」等の文言を追加すべきではないか。 ・運送以外の役務が発生した場合は、着荷主側の費用負担とすることを明記していきたい。	他方で、例えば、特定着荷主が、①「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、当該提供のために通常必要な費用を自己が負担する場合、又は、②「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、特定発荷主との取引の目的物等の物品の対価に当該提供のために通常必要な費用が反映されている場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととはならないと考えられます。 なお、「合意」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定発荷主との十分な協議の上に当該特定発荷主が納得して合意している必要があります。 違反を未然に防止する観点から、特定着荷主には、特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせることが予想される場合、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められます。また、明確化の方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましいと考えられます。
3	・特定発荷主又は特定発荷主から運送を受託した事業者の責めに帰すべき理由がある場合には、不当な経済上の利益の提供要請に該当する	改正物流特殊指定第2項第1号では、運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること（特定発荷主が運送を受託する事業

	行為が規制対象に含まれない旨を明記すべき。取適法においては、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに」という要件が明示されているのに対し、不当な経済上の利益の提供要請には同様の限定が明記されていない。	者に当該提供の行為をさせる場合に限る。)により、特定発荷主の利益を不当に害することを禁止しています。 取適法第5条第2項第2号（不当な経済上の利益の提供要請）においても、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに」という要件はないため、原案どおりとします。
4	・荷役・荷待ちに関する費用について、推奨される額を示していただきたい。荷役1円・荷待ち1円という極端な取り決めも出てくるのではないかと懸念している。 ・特定着荷主が、特定発荷主の利益を不当に害する行為（特定着荷主の都合による委託内容の変更・取消等）を行った場合、特定発荷主が特定着荷主に対して、費用請求するための運用基準等を設けていただきたい。	特定着荷主が、特定発荷主に「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）をさせる場合であっても、特定着荷主が、①「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、当該提供のために通常必要な費用を自己が負担する場合、又は、②「経済上の利益の提供」（荷役作業・附帯業務等）の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、特定発荷主との取引の目的物等の物品の対価に当該提供のために通常必要な費用が反映されている場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととはならず、不当な経済上の利益の提供要請（改正物流特殊指定第2項第1号）として問題とならないものと考えられます。 この場合に、「経済上の利益の提供」のために通常必要な費用の額の具体的な水準をお示しすることは困難ですが、特定着荷主が、特定発荷主と十分な協議を経ず、特定発荷主の「経済上の利益の提供」に係る業務の内容に見合った適正な額を下回る額を一律に定める場合には、「経済上の利益の提供」のために通常必要な費用について合意されているとは認められません。
5	・規制対象に、着荷主が物品の引渡しを受ける際、パレットやカゴ台車による納品を指示した場合において、それらに係るレンタル料や回収費用の負担に応じないことを追加することを検討してもらいたい。 ・レンタルパレットを含む輸送用パレットの利用に伴う合理的な費用	例えば、特定着荷主が、特定発荷主との取引の内容に含まれていないにもかかわらず、運送事業者から物品の引渡しを受ける際にパレットやカゴ台車を提供させ、その費用を負担しないことにより、特定発荷主の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請

	（レンタル料金、パレット管理に係る費用等）の負担について、着荷主が正当な理由なく協議を拒み、又は一方的にその費用を発荷主・運送事業者に転嫁することが、不当な経済上の利益の提供要請に該当し得ることを、明確に示していただきたい。	（改正物流特殊指定第2項第1号）として問題となります。
6	・効率的な物流の履行にはパレット活用による機械荷役が必須である。着荷主側の物流管理についてパレットなど汎用物流機材の管理要員の配置や適切な管理可能な事業者（レンタルパレット事業者等）との有料契約の普及が必須であり、これらを適切な具体的対処方法として例示するなどにより周知していく必要があると考える。	御意見として承ります。
7	・「運送の内容の変更」、「運送のやり直し」の具体例を提示いただきたい。 ・発荷主と着荷主の間の契約において、運送内容の変更又は運送のやり直しを行うことができる旨が規定されている場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」ものには該当しないか。	「運送の内容の変更をさせ・・・ること」とは、「運送を受託する事業者」の運送の役務の提供を受ける前に、特定発荷主との取引の内容に含まれている運送の役務の提供の内容を変更させること（納品依頼の取消し、納品日時・納品場所の変更、荷待ちなど）、「運送を行った後に運送のやり直しをさせること」とは、「運送を受託する事業者」の運送の役務の提供を受けた後に、特定発荷主との取引の内容に含まれていない追加的な運送の役務を提供させること（再配達など）をいいます。 特定着荷主が特定発荷主に「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」をさせることによって、例えば、「運送を受託する事業者」に対する運送委託に要する特定発荷主の費用負担が無駄になり、又は「運送を受託する事業者」による追加的な運送により特定発荷主に追加的な費用負担が必要となるなど、当該変更又はやり直しの行為をした「運送を受託する事業者」に支払われる費用・損失その他の当該変更又はやり直しによる不利益が特定発荷主に生じる場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなります。

		他方で、例えば、①「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」によって特定発荷主に通常生ずべき費用・損失等を特定着荷主が負担する場合、又は②「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」の具体的な条件についてあらかじめ特定発荷主と合意し、「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」によって特定発荷主に通常生ずべき費用・損失等が特定発荷主との取引の目的物等の物品の価格に反映されている場合には、「特定発荷主の利益を不当に害する」ことには該当せず、不当な運送内容の変更及びやり直し（改正物流特殊指定第2項第2号）として問題とならないものと考えられます。 なお、「合意」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定発荷主との十分な協議の上に当該特定発荷主が納得して合意している必要があります。 違反を未然に防止する観点から、特定着荷主には、特定発荷主に「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」をさせることが予想される場合、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められます。また、明確化の方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましいと考えられます。
8	・ 特定発荷主又は特定発荷主から運送を受託した事業者の責めに帰すべき理由がある場合には、当該行為が規制対象に含まれない旨を明記すべき。 ・ 発着荷主側ではなく配送会社に起因した荷待ち荷役時間等によるものに対しては、荷主側が免責となるのか。	特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合には、特定発荷主に生じる費用・損失等を負担せず、特定着荷主が特定発荷主に客観的に相当と認められる範囲内で「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」をさせたとしても、「特定発荷主の利益を不当に害する」ことには該当せず、不当な運送内容の変更及びやり

・運送事業者側の過失に起因するやり直しは、「特定発荷主の利益を不当に害する」に当たるか。 ・「運送の内容の変更又はやり直し」に係る禁止行為の解釈については、「荷待ち」のように複数の主体が関与して発生する事象については規制対象としない旨を明確にすべき。 ・発荷主と着荷主の契約を物流特殊指定の対象とする場合であっても、荷役に係る受渡要件等の安全に関わる事項に限定して規制対象とする一方、「荷待ち」のような複合的要因により生じる事象については、本号の適用対象から除外する旨を明確化すべき。 ・荷待ちの発生原因を類型化した上で、着荷主都合による不当な荷待ちに該当する具体的なケースをガイドライン等において示すことを要望する。 ・「特定発荷主又は物流事業者の責に帰すべき事由により、当該物品が通常の使用又は販売が著しく困難な状態にあることが客観的に認められる場合」などの事情がある場合については適用対象外とする旨の例外規定を明示的に設けることを要望する。 ・発荷主のミスにより物品が着荷主に届かず再度運送させた場合や、届いた物品に破損があり再度輸送させた場合に、物流特殊指定改正案が定める「運送のやり直し」に当たるか。 ・「着荷主の都合による長時間待機」などと明記すべきではないか。 ・安全・品質・環境など合理的理由に基づく指示も不当行為と誤解される恐れがある。文頭に「正当な理由なく」を追加いただきたい。 ・悪天候が予想され、特定着荷主側の従業員の安全確保のため、運送の内容を変更させる場合は、「特定発荷主の利益を不当に害する」に当	直し（改正物流特殊指定第2項第2号）として問題とないと考えられます。 特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合として、特定発荷主に生じる費用・損失等を負担することなく、特定発荷主に対し「運送の内容の変更」をさせることが問題とないのは、特定発荷主の要請により運送の内容を変更する場合又は「運送を受託する事業者」の運送の役務の提供を受ける前に、発注内容とは異なること等があることが合理的に判断される場合（その事由が特定着荷主の責任によるものである場合を除く。）に限られます。また、特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合として、特定発荷主に生じる費用・損失等を負担することなく、「運送を受託する事業者」の運送の役務の提供を受けた後に「運送のやり直し」をさせることが問題とないのは、発注内容とは異なること等がある場合（その事由が特定着荷主の責任によるものである場合を除く。）に限られます。 特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由がある場合に該当するかどうかについては、個別の事例ごとに判断されますが、例えば以下の事例が想定されます。 ・発注時点で取り決めた運送日時等について「運送を受託する事業者」から変更の要請がある場合 ・発注時点で取り決めた到着時刻・時間帯よりも遅滞した時刻に「運送を受託する事業者」が到着する場合 ・「運送を受託する事業者」から引渡しを受けた納品物が発注時点で取り決めた内容に適合しない場合
---	---

	たるのか。 ・ 荒天、地震、意図せぬ設備の不具合などの不測の事態による運行遅延等により、着荷主がやむを得ず運送事業者に契約外の荷待ち・附帯業務を依頼する場合があるが、これらは禁止行為に該当しないようにすべきではないか。	他方で、個別の事例ごとに判断されますが、特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由があるとはいえない場合として、例えば以下の事例が想定されます。 ・ 納品場所での作業工程に遅れが生じ、到着した運送事業者の貨物の荷下ろしができない場合 ・ 納品場所の混雑により運送事業者の順番待ちが生じ、到着した運送事業者の貨物の荷下ろしができない場合 ・ 一時的な悪天候等による障害や突発的な設備の故障等が生じ、納品場所の安全を確保しようとする場合 不測の事態によりやむを得ず特定着荷主が特定発荷主にさせた「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」に関して、特定発荷主又は「運送を受託する事業者」の責めに帰すべき理由があるとはいえない場合は、「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」によって特定発荷主に通常生ずべき費用・損失等を特定着荷主が速やかに負担するときは、直ちには問題とならないものと考えられます。 ただし、違反を未然に防止する観点から、特定着荷主には、特定発荷主に「運送の内容の変更」又は「運送のやり直し」をさせることが予想される場合、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められます。
9	・「運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること」には、いわゆる宅配便で午前中などの時間指定に受け取れず再配達することも該当するか。	例えば、「運送を受託する事業者」が宅配便業者の場合に、特定着荷主が、指定した時間に配達された商品を受け取らなかったため保管期限を徒過し、特定発荷主の下に商品が返送されたにもかかわらず、特定発荷主に対して再び納品を依頼することにより、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなる場合には、不当な運送のやり直し（改正物流特殊指定第2項第2号）として問題となります。

10	・ 運送事業者の都合により、荷主が指定した受付・入場時刻前に到着し、任意に待っているだけの場合も荷待ちと受け取られかねない。特定物流事業者の都合により指定到着時刻前に到着し、特定着荷主の敷地内において待機している時間については、荷待ち時間に該当しない旨を明記するよう提案したい。	特定着荷主が特定発荷主に対し到着時刻・時間帯の指示等をしている場合に、「運送を受託する事業者」の判断で当該時刻・時間帯より早く到着したときは、当該時刻・時間帯に達するまでの間、「運送を受託する事業者」が待機していたとしても、通常は「運送の内容の変更をさせ・・・ること」や「自己のために・・・経済上の利益の提供をさせること」に該当しないものと考えられます。
11	・ 着荷主が物流事業者に対して発荷主と着荷主間の契約に定めがない荷役作業を要求した場合でも、当該物流事業者が発荷主に確認せずに、独断で当該作業を提供した場合は、「特定発荷主が運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせる場合」には該当せず、規制対象とならないかとの点について、解釈を示すべき。 ・ 着荷主が物流事業者に対して運送内容の変更又は運送のやり直しを要求した場合でも、当該物流事業者が発荷主に確認せずに、独断で対応した場合は、不当な経済上の利益の提供要請と同様に、「特定発荷主が運送を受託する事業者に当該変更又はやり直しの行為をさせる場合」には該当しない場合があり得るかについて、解釈を示すべき。 ・ 特定発荷主が運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせる場合に限るとは、具体的にはどのような状況を想定しているか。	改正物流特殊指定第2項は、特定着荷主が特定発荷主に対して、同項第1号又は第2号に掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害することを禁止しており、いずれの行為も「特定発荷主」が「運送を受託する事業者」に当該提供又は当該変更若しくはやり直しの行為をさせる場合に限られます（なお、「運送を受託する事業者」には特定発荷主から直接「運送」を受託する事業者に限られず、当該「運送」を受託する二次請け以降の事業者も含まれます。）。 これらの行為は、特定着荷主が特定発荷主の「運送を受託する事業者」に要請し、「運送を受託する事業者」が特定発荷主に対応の要否を確認した上で附帯業務等を実施する場合や、特定着荷主が特定発荷主に直接要請し、特定発荷主の指示に基づき「運送を受託する事業者」が附帯業務等を実施する場合などが想定されます。他方で、改正物流特殊指定第2項は、特定着荷主の特定発荷主に対する不利益行為を問題とするため、特定着荷主の要請による特定発荷主の「運送を受託する事業者」に対する指示や関与が一切ないにもかかわらず、「運送を受託する事業者」の判断で附帯業務等が行われた場合は、「特定発荷主」が「運送を受託する事業者」に当該提供又は当該変更若しくはやり直しの行為をさせる場合（物流特殊指定第2項各号かつこ書）に当たらず、同第2項の禁止行為に該当しないものと考えられます。

		ただし、違反を未然に防止する観点から、特定着荷主には、特定発荷主に「経済上の利益の提供」又は「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」をさせることが予想される場合、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められます。
12	・今回の着荷主に対する禁止行為は、「着荷主が運送事業者を通じて行わせる」場合に限定されていると理解しているが、具体的には、「着荷主が運送事業者に具体的に指示する場合に限る」との理解でよいのか。 例えば、着荷主が発荷主に指示する場合は適用外か。また、特定着荷主の禁止行為として、「特定発荷主が運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせること」等が記載されているが、これは上記の「着荷主が運送事業者を通じて行わせる」場合を指すと考えてよいのか。 ・「特定発荷主が運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせる場合に限る。」について、特定着荷主が運送事業者に対して直接指示する行為は対象外になってしまうのではないのか。	改正物流特殊指定第2項は、特定着荷主が特定発荷主に対して、同項第1号又は第2号に掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害することを禁止しており、いずれの行為も「特定発荷主」が「運送を受託する事業者」に当該提供又は当該変更若しくはやり直しの行為をさせる場合に限られます。 これらの行為は、特定着荷主が特定発荷主の運送事業者を通じて特定発荷主に要請する場合だけでなく、特定着荷主が特定発荷主に直接要請する場合も含まれます。
13	・道路事情や前納品先での待機等で指定時間に到着できない場合、納品先（着荷主）から「時間指定を過ぎたので、翌日に再配達」と言われるケースが多い。一方、法令の書き方によっては、納品先（着荷主）はドライバーに指示するのではなく、立場の弱い売り手（発荷主）に再配達を命じてくるといった巧妙な対応も考えられる。限られた車両、ドライバーの有効活用に繋がるような記載をお願いしたい。	御意見として承ります。
14	・荷待ちの発生要因は天候や交通事情も含め、その責任が一律に着荷主に課されるような性格のものではなく、また、荷役作業や付帯作業に係る合意が発荷主と運送事業者間の契約に正しく反映されているか正確に把握できる立場でもないため、取引の実態や実務から見て理	御意見として承ります。

	解や適用が大変難しいものとなっている。コストの転嫁を優先するあまり物流や商流に影響を及ぼすことのないよう、着荷主側の実情や意見も十二分に踏まえた上で、公平・適正な運用に当たっていただきたい。	
15	・規制対象に、着荷主が発荷主に対する発注から物品の引渡しを受けるまでの時間（リードタイム）を一方向的に短縮することを追加することを検討してもらいたい。	例えば、特定着荷主が、特定発荷主に対し、特定発荷主と取り決めたりードタイムを前倒しして「運送の内容の変更」をさせることにより、「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなる場合には、不当な運送内容の変更（改正物流特殊指定第2項第2号）として問題となります。
16	・情報提供に対する報復措置の禁止規定について、発荷主が公正取引委員会へ通報することになっている。運送事業者が公正取引委員会に対して申告する場合についても、通報者保護の対象として拡大してはどうか。	着荷主と運送事業者との間取引関係がない場合には、着荷主が運送事業者に対し「取引の量を減じ」るなどの取引上不利益な取扱いをすることは想定されないため、情報提供に対する特定着荷主の報復措置（改正物流特殊指定第3項）の対象に運送事業者を加える必要性はないものと考えています。 なお、運送事業者が特定物流事業者（改正物流特殊指定備考第2項）に該当する場合、取引関係のある特定荷主について改正物流特殊指定第1項に規定する行為に該当する事実があると認められる場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすることは、情報提供に対する特定荷主の報復措置（改正物流特殊指定第3項）として問題となります。
17	・情報提供に対する報復措置の禁止規定のうち「その他不利益な取扱い」の具体例を告示や運用指針で列挙し、間接的報復（単価引下げなど）を明示的に含めてはどうか。	御意見として承ります。
18	・着荷主に、受領記録・指示記録の作成・保存義務を課し、立証責任	御意見として承ります。

	の転換を検討してはどうか。	
19	・着荷主の定義及び範囲の明確化について、実態を踏まえ、取引関係であることのみをもって一律に着荷主と整理することのないよう、実質的な物品の引渡しを考慮した「着荷主」の考え方について、ガイドライン等において示すことを要望する。 ・「特定着荷主」の適用対象について、物品の販売、製造請負、修理及び情報成果物の作成請負に加え、物品賃貸や無形サービスの提供も含めるべきである。 ・特定荷主・特定着荷主等について定義がされているものの、対象となる「取引の内容」、「取引の種類」等の条件について、運用基準等で補足説明いただけると関係する事業者の理解が深まり、物流特殊指定改正への対応がスムーズになる。	改正物流特殊指定第2項（特定着荷主の禁止行為）は、荷下ろしの場面で運送事業者による荷待ち・荷役等が生じている実態等を踏まえ、物流分野において、発荷主との間で物品の販売等の取引関係にある者（着荷主）が、取引の目的物たる物品の引渡しを受ける場合に、取引の相手方である発荷主に対し、その引渡しについて指示できる取引上の地位を利用して、運送事業者を通じて荷役作業・附帯業務等の提供や運送の内容の変更等をさせることにより、発荷主の利益を不当に害することが生じやすいことから、このような行為を物流分野における不公正な取引方法の1つとして物流特殊指定に追加するものです。 上記の趣旨や、物流分野における取適法の適用対象取引（特定運送委託、運送等の役務提供委託）及び「特定荷主」（改正物流特殊指定備考第1項）の規律との整合性も踏まえ、「特定着荷主」（改正物流特殊指定備考第3項）及び「特定発荷主」（改正物流特殊指定備考第4項）の定義を規定しています。すなわち、①事業者が業として行う販売における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、②事業者が業として請け負う製造における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、③事業者が業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、又は④事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるものであって、当該事業者との間で所定の規模要件（資本金3億円、資本金1000万円、従業員300人）又は取引上優越した地位の要件を満たす事業者を「特定着荷主」の適用対象としています（改正物流特

		殊指定備考第3項各号及び備考第4項各号)。 また、「取引の相手方」に該当するかどうかについては、実質的な取引条件の交渉・決定の有無も加味して判断することとなります。例えば、契約上は商品の製造販売業者が卸売業者を介して小売業者に商品を納品している場合であっても、小売業者と製造販売業者との間で実質的な取引条件の交渉が行われ、卸売業者は取引の内容（製品仕様、特定発荷主の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合であって、製造販売業者が、小売業者との間で決められた取引条件により、商品を引き渡すために行う運送を他の事業者へ委託しているようなときには、改正物流特殊指定備考第3項及び第4項に規定する規模要件又は取引上優越した地位の要件を満たせば、小売業者が特定着荷主、製造販売業者が特定発荷主となります。
20	・連鎖化事業者の個々の加盟者が、ベンダーから提示される購入条件により仕入を行っているにすぎない場合でも、連鎖化事業者のチェーンに加盟していることをもって、取引の相手方として引渡しを受ける事業者が該当するのか、明確にしていきたい。	個々の加盟者が、①事業者が業として行う販売における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、②事業者が業として請け負う製造における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、③事業者が業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの、又は④事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるものであって、当該事業者との間で所定の規模要件（資本金3億円、資本金1000万円、従業員300人）又は取引上優越した地位の要件を満たす事業者が該当する場合には、「特定着荷主」の適用対象となり（改正物流特殊指定備考第3項）、「取引の相手方」に該当するかどうかについては、実質的な

		取引条件の交渉・決定の有無も加味して判断することとなります。
21	・ 3 P L、委託倉庫、納品代行が関与し指示系統が多段となるケースが一般的である。どこまでを着荷主の指示と評価するのか、委託倉庫等の現場判断による行為も着荷主責任となるのかについて、ケース例を示していただきたい。	「物品の引渡しを受ける」（改正物流特殊指定第 2 項、備考第 3 項各号）とは、特定発荷主との取引の目的物等の物品を自己以外の者に受け取らせる場合も含みます。そのため、特定着荷主が、特定発荷主との取引の目的物等の物品を自己が受け取らず、物品の保管等を受託する者（いわゆるサードパーティーロジスティクス事業者（以下「3 P L 事業者」といいます。）、倉庫業者等）、販売・製造等を受託する者や自己の顧客などに受け取らせる場合であっても、個別の事案に照らして、特定着荷主が特定発荷主に対して「経済上の利益の提供」をさせ、又は「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」をさせたといえる場合には、不当な経済上の利益の提供要請又は不当な運送内容の変更若しくはやり直しとして改正物流特殊指定第 2 項の問題となる場合があります。 例えば、特定着荷主が、特定発荷主に対し、物品の保管等の委託先の 3 P L 事業者の管理施設を納品場所に指定した上で、引渡条件を明確にすることなく、3 P L 事業者の指示に従って納品するよう指示していた場合において、3 P L 事業者が、特定着荷主と特定発荷主との間の取引の内容に含まれていないにもかかわらず、特定発荷主の運送事業者に荷下ろし作業を要請したため、運送事業者が特定発荷主からの指示に基づいて当該作業を行った結果、特定発荷主に当該作業の提供に必要な費用の負担を余儀なくさせたようなケースでは、不当な経済上の利益の提供要請（改正物流特殊指定第 2 項第 1 号）に該当するおそれがあります。 特定着荷主が特定発荷主との取引の目的物等の物品を自己以外の者に受け取らせることにより「物品の引渡しを受ける」場合には、違反

		を未然に防止する観点から、当該特定着荷主には、当該者の管理施設における「経済上の利益の提供」又は「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」の可能性の有無を当該者との間で明確にした上で、特定発荷主に「経済上の利益の提供」又は「運送の内容の変更」若しくは「運送のやり直し」をさせることが予想されるときは、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめその具体的な条件を明確にして合意しておき、当該者と「運送を受託する事業者」との間に認識の齟齬が生じないような措置をとることが求められます。
22	・「特定着荷主」や「特定発荷主」について、なぜ規模要件を設けるのか。 ・「特定着荷主」について、企業規模に関わらず多くの場合において買う側が優越的地位にあると考える。会社規模の規定よりも取引関係に着目した法運用を検討していただきたい。	改正物流特殊指定は、自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること（独占禁止法第2条第9項第6号ホ）に該当する行為を指定する特殊指定です。 改正物流特殊指定においては、小規模な事業者にとって、一般的に新たな取引の開始や取引の拡大につながるような情報や機会は限定されることが考えられることから、大規模な事業者との取引に代わる新たな取引先と取引を開始し、あるいは既存の取引先との取引を拡大することが必ずしも容易ではなく、大規模な事業者が小規模な取引先事業者に対し取引上優越的な地位に立ちやすいことを踏まえ、対象となる事業者を画する外形的な指標として規模要件を設けることとしています。 また、外形的な指標を用いて適用対象を定める場合は、「特定の事業分野」における業界の事業者にとって分かりやすい指標を用いることが望ましいところ、物流分野における取引適正化に係る規制として事業者に浸透している取適法の適用対象取引（特定運送委託、運送等の役務提供委託）や「特定荷主」（改正物流特殊指定備考第1項）の規律との整合性の観点から、資本金基準（3億円、1000万円）と従業員基準

		(300 人)を採用することが相当であると考えています。 なお、規模要件に該当しない場合であっても、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受ける事業者又は事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受ける事業者であって、これらの物品を引き渡すために行う運送を他の事業者へ委託するものに対し取引上優越した地位にあるもの」(改正物流特殊指定備考第3項第4号)に該当するときには、「特定着荷主」として改正物流特殊指定の対象となります。
23	・「取引上優越した地位」は、どのような判断基準となるのか。 ・「取引上の地位が劣っているもの」の定義・判断基準等について示していただきたい。 ・「取引上優越した地位」・「取引上の地位が劣っている」といった取引上の優劣関係の判断に当たり考慮される要素について、例えば、取引依存度、取引の継続性、取引条件の決定権の所在、条件変更に対する拒否可能性、代替取引先の有無等、実態判断に資する具体的な考慮要素を、運用基準又はガイドライン等において明示することを強く要望する。	「取引上優越した地位にある」(備考第1項第4号)又は「取引上の地位が劣っている」(備考第2項第4号)とは、「受託する事業者」(乙)にとって「物品の運送又は保管を委託する事業者」(甲)との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいいます。この判断に当たっては、(1)乙の甲に対する取引依存度、(2)甲の市場における地位、(3)乙にとっての取引先変更の可能性、(4)その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実などを総合的に考慮します。 同様に、「取引上優越した地位にある」(備考第3項第4号)又は「取引上の地位が劣っている」(備考第4項第4号)とは、「・・・物品を引き渡すために行う運送を他の事業者へ委託する」事業者(乙)にとって「・・・物品の引渡しを受ける事業者」(甲)との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著

		しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいいます。この判断に当たっては、(1) 乙の甲に対する取引依存度、(2) 甲の市場における地位、(3) 乙にとっての取引先変更の可能性、(4) その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実などを総合的に考慮します。
24	・備考第3項第1号の「製造」の定義とは何か。	「製造」とは、一般的に、原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって一定の価値を付加すること（「加工」）を含みます。 御意見を踏まえて、明確化のため、原案を修正しました。
25	・支払期日について規定はないが、荷主が物流事業者に対して優越的地位にある場合は、支払告示案により、役務の提供後60日以内に支払期日を設定する必要があるか。 ・物流特殊指定が適用される取引においては、荷主・物流事業者の優越的地位の関係の有無に関わらず、物流事業者が支払期日に代金満額を受領できることが必要か。	物品の運送又は保管を委託した発注者と受注者が、支払告示の「委託事業者」と「受託事業者」、改正物流特殊指定の「特定荷主」と「特定物流事業者」のいずれにも該当する場合には、支払告示と改正物流特殊指定のいずれも適用されることとなります。この場合には、当該発注者は、代金の支払に当たって、原則として、当該受注者からその委託に係る役務の提供を受けた日から起算して60日の期間経過後なお支払わないことが禁止されるとともに（支払告示）、あらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと（当該代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であって当該支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）が禁止されます（改正物流特殊指定第1項第1号）。
26	物流特殊指定改正案第1項第1号に「手形」とあるが、手形はそもそも廃止予定であるため、「電子記録債権」とすべきではないか。	改正物流特殊指定第1項第1号かつこ書では、「代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であって当該支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」を支払遅延の禁止行為に含めて

		規定しています。 同号は、取適法第5条第1項第2号に規定する支払遅延の禁止行為と整合的に規律しているため、原案どおりとします。
27	・物流特殊指定改正案第1項第1号の「特定物流事業者の責めに帰すべき理由がない」場合とは、どのような事由があるか。	改正物流特殊指定第1項第1号の「特定物流事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、代金をあらかじめ定めた支払期日までに支払わないことが問題とならないかどうかについては、個別の事案に応じて判断されますが、例えば、物品の運送等の役務の提供の内容が委託内容と異なること等がある場合（誤配送、貨物の滅失・損傷など）や納期に間に合わなかったために委託目的が達成できなかった場合であって、当該役務の提供を受けなかったとき（その事由が特定荷主の責任によるものである場合を除く。）には、通常はこれに該当するものと考えられます。
28	・「特定物流事業者の責めに帰すべき理由」（物流特殊指定改正案第1項第2号）の事例を挙げてもらいたい。	改正物流特殊指定第1項第2号の「特定物流事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、代金の減額が問題とならないかどうかについては、個別の事案に応じて判断されますが、例えば、物品の運送等の役務の提供の内容が委託内容と異なること等がある場合（誤配送、貨物の滅失・損傷など）や納期に間に合わなかったために委託目的が達成できなかった場合（その事由が特定荷主の責任によるものである場合を除く。）には、通常はこれに該当するものと考えられます。ただし、その場合であっても、減ずることができる代金の額は、客観的に相当と認められる額の範囲内に限られます。
29	・「協議に応じない」・「必要な説明又は情報提供」は、取適法の考え方と同じか。 ・必要な説明や情報の提供をしないと見なされる基準について、Q&A等で一定の考え方を明示することを要望する。	改正物流特殊指定第1項第7号は「特定物流事業者の運送又は保管に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、特定物流事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において特定物流事業者の求めた事項について必要

	・代金に関する協議のプロセスにおいて、特定荷主が特定物流事業者に対して「当該コストの増加に関する根拠資料」の提出を求めることは、直ちに違反行為に該当しないかについて、解釈を示すべき。	な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に代金の額を決定することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること」を禁止しており、同号に該当するかどうかについては、取適法に準じた考え方に基づいて、個別の事案ごとに判断されます。 特定物流事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、特定荷主が、価格協議の一環として、合理的な範囲で当該求めに関する情報の提示を要請することは、協議に応じない一方的な代金決定（改正物流特殊指定第1項第7号）として直ちに問題となるものではありません。ただし、特定物流事業者の運送又は保管に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、特定物流事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすることは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって特定荷主が一方的に代金の額を決定したときは、協議に応じない一方的な代金決定（改正物流特殊指定第1項第7号）として問題となります（取適法運用基準第4の9（7）イ参照）。
30	・「協議を求めた」（物流特殊指定改正案第1項第7号）というためには、原価上昇根拠となる客観的データを提示することは必須としてもらいたい。	「協議を求めた」（改正物流特殊指定第1項第7号）とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含み（取適法運用基準第4の9（3）参照）、「協議を求めた」というために、原価上昇の根拠となる客観的データを提示することは必須ではありません。
31	・「必要な説明若しくは情報の提供」（物流特殊指定改正案第1項第7号）として、特定荷主の原価構造や利益率、その他営業秘密に該当する機密情報の提供義務はないということによいか。	「特定物流事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」（改正物流特殊指定第1項第7号）とは、特定物流事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをい

		います。特定物流事業者の求めた事項が特定荷主の営業秘密の開示を求めるものである場合には、そのような事項は、特定物流事業者の自由な意思により代金の額を決定するために資する事項とはいえず、当該事項に応じなくとも、問題にはなりません（取適法運用基準第4の9（4）参照）。
32	・「特定物流事業者」には、いわゆる宅配便は含まれるのか。 ・「特定物流事業者」には、廃棄物処理業者が廃棄物を収集・運搬する事業者も含まれるのか。	「特定物流事業者」とは、一定の規模要件又は取引上優越した地位の要件を満たす事業者であって、特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するものをいいます（改正物流特殊指定備考第2項各号）。「特定物流事業者」に該当するかどうかについては、宅配便や廃棄物の収集運搬などの運送サービスの名称・形態にかかわらず、個別の事案ごとに判断されます。
33	・備考第2項第1号では「資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。」と規定されているが、同第3号の従業員数の条件も資本金の額又は出資の総額が3億円を超える事業者の子会社は対象外となるのか。	改正物流特殊指定備考第2項第3号は、「常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であって、前項第三号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの」を「特定物流事業者」として規定しており、「資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社」を除いていません。
34	・備考第1項に規定されていた「役務提供委託に該当する場合を除く」の部分が削除されたが、取適法の適用となる役務提供委託や特定運送委託も物流特殊指定改正案の適用対象となるか。	御理解のとおりです。
35	・匿名での申告についても、明示的に認める運用としてはどうか。 ・発荷主（売り手）からの申し出を受付けて行政が調査・指導を行う仕組みを作ってほしい。	何人も、独占禁止法に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。匿名で公正取引委員会に報告を行うことも可能ですが、公正取引委員会に報告したことを他人に知られたくないような場合であっても、公正取引委員会は責任を持ってその秘密を守っています。公正取引委員会が事件の端緒として取り上げ、調査するかと

		うかの判断のために、できるだけ匿名は避けていただくことが望ましいと考えています。
36	・制度運用が恣意的にならないよう計画の妥当性と実態（計画・実績）の整合を客観的に検証できる仕組みの整備が不可欠である。また、責任強化が現場で過度に厳格な時刻指定（受入条件の硬直化）の強化として運用され、かえって非効率を招くことのないよう、判断基準の明確化と適切な運用設計を求める。	御意見として承ります。
37	・「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」で示されている荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルールは荷主事業者に対して努力義務とされているため、罰則付きの明確な基準を設けるべきである。明確な基準を設けるに際し、着荷主先への滞在時間を正確に把握可能な仕組みも必要である。 ・「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」では、荷待ち・荷役作業時間が、一定時間発生することを想定しているが、それらの時間が発生した際、想定外の場合も含め、運賃・料金等の支払対象となるよう法制化すべきである。	御意見として承ります。 なお、物流特殊指定に定められている禁止行為を行った場合には、排除措置命令の対象になります（独占禁止法第20条）。
38	・物流特殊指定改正案において取適法との共通性がより高まり、中小受託事業者保護の性格が一層強まることになる。その上で、なお残存する両制度間の相違が、特定荷主の遵法対応に不合理な負担を強いることが強く懸念される。この状態を解消するため、現在の物流特殊指定改正案を、取適法及び関連法令群の下で、特定運送委託に関する規定と整合する形で統合することが合理的であると考え。これによって、全ての関係事業者の本制度に関する包括的な理解を高め、以て制度の目的をより有効に達成することにつながると考えており、政府による本論点に関する検討と必要な対応を強く求める。	御意見として承ります。

39	・今回の改正内容は、荷待ちや契約外の荷役を依頼した場合に着荷主から発荷主へ費用の支払いを行う事という認識であるが、契約を結ぶことが目的になってしまう懸念がある。常識を逸脱した主旨に反した形だけの荷待ち・荷役に関する運用を行う着荷主に対しても、摘発をするという意思表示をはじめにお願いしたい。	御意見として承ります。
40	・荷受け作業や棚入れ、物流器材の管理は着荷主の責務であることをまず明記し、具体的な改善目標や外部に依頼する場合の附帯作業の区分の明示と価格設定が必要であることを周知させる必要がある。例えば、現在一運行で平均 90 分程度掛かっている荷待ち時間について、少なくとも 60 分を超えた場合は有料とするなどの措置や、店着価格制のような物流負担の重さを考慮しない物流費込みの値決めの商慣習についても変更をさせるような着荷主サイドへの具体的な指導が必要と考える。	御意見として承ります。
41	・これまでの慣習について、費用負担の視点だけでなく、ドライバーの安全確保の視点の検討を行うように行政から情報発信をお願いしたい。	御意見として承ります。
42	・着荷主側で実運送会社のドライバーが行っている作業内容について関係者間で確認を進めることになる予想されるが、これを機に関係者間でデジタル化を進めるようなメッセージを発信していただけると関係事業者、特に実運送会社にとって負担軽減となり有益である。 ・実務に精通されている関係諸官庁とも連携いただき、ドライバー作業内容の標準化や対応の好事例紹介等していただけると、各事業者はそれを参考に改善に取り組める。	御意見として承ります。
43	・本件の改正については、早期の施行をお願いしたい。 ・改正内容の周知に十分時間をかけた上で施行していただきたい。	事業者の方々への周知期間や準備期間を踏まえて、施行期日は令和 9 年 4 月 1 日としています。

44	制度の円滑な運用及び物流現場における混乱防止の観点から、発荷主と運送事業者との間において、適切な運送契約が締結されるよう、行政による周知・啓発が行われることを要望する。	発荷主と運送事業者との間の運送委託取引には取適法や改正物流特殊指定第1項が適用され得るため、御意見を踏まえて、取適法や改正物流特殊指定の周知・啓発に努めてまいります。
45	・課題の速やかな改善のためには、関係者にとってわかりやすいことが重要であるので、是非ガイドラインで、例示していただきたい。 ・事業者が改正内容を正確かつ効率的に理解できるよう、改正のポイント、想定される適用場面及び実務上の留意点を簡潔に整理した解説資料を作成・公表いただきたい。あわせて、物流特殊指定、取適法、改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法等、物流関連法令における荷主規制の全体像及び相互関係を一元的に整理した資料を公表いただきたい。 ・運送の委託はいわゆる取適法でも規制がなされており、対象となる取引等に違いがあることは理解しているが、事業者にとって理解しやすい規制体系としていただきたい。	御意見を踏まえて、改正物流特殊指定の周知に努めてまいります。
46	・特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合における、特定物流業者の責に帰すべき理由もなく代金支払を遅延すること、協議に応じず一方的に代金の額を決定し、特定物流業者の利益を不当に害すること、また、特定着荷主が物品の引き渡しを受ける場合における、運送の役務以外の役務等の経済上の利益を提供すること又は運送の内容の変更及びやり直しにより、特定発荷主の利益を不当に害すること、併せて、これらの行為をしていた場合に公正取引委員会にその事実を知らせ又は知らせようとしたことを理由に、取引上の不利益な取り扱いをすることについて、取引の適正化の観点から不公正な取引とすることに賛成である。また、企業の規模等に関する規定についても賛成である。	賛同の御意見として承ります。

・物流特殊指定改正案は、物流現場における長時間荷待ちや無償の付帯作業等の是正を通じ、取引の適正化及び物流の持続可能性を確保するという内容であるため、賛同する。 ・実運送会社が着荷主の行為による不利益を被らないようにするという主旨には賛同できる。 ・「運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること」が明記されることに強く賛同する。 ・着荷主が運送事業者を通じて行わせることにより発荷主の利益を不当に害する行為として、不当な運送の役務以外の役務その他の経済上の利益提供要請と不当な運送の変更及びやり直しが新たに禁止行為として規定されることを歓迎する。 ・着荷主責任を強化する方向性には賛成する。	
--	--

(2)「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」案又は『「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法」の運用基準」案に対する意見について

No.	意見の概要	考え方
1	・適用対象が取適法に規定する「製造委託等」に限定されており、商社等が行う一般的な売買取引（仕入販売取引）が対象に含まれていないが、これらの取引についても対象に含めていただきたい。規格品、標準品の取引についても規制の適用対象としていただきたい。	支払告示は、特定の事業分野における特定の取引方法が自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する行為であって公正な競争を阻害するおそれがある場合に、公正取引委員会が告示で当該行為を指定して不正取引方法として規制する特殊指定の一つとして制定するものです。 取適法の対象となる「製造委託等」の取引では、委託が反復継続的となり受注者の発注者に対する取引依存度が高くなる傾向にあるなど、取引先変更の可能性が低くなりやすい構造にあるため、典型的に発注者が優位に立ちやすく、当該取引における支払期日の設定において受注者が経済上の負担のしわ寄せを受けやすいと考えられます。 取適法で支払条件に係る規制が強化されたことを受けて、規模要件（資本金・従業員）を満たさず取適法の対象とならない事業者が資金繰りの負担が生じている状況が指摘されており、当該事業者が行う取引について支払期日に係る具体的な基準を用い、迅速に取引適正化を図る必要があります。 他方で、例えば、単なる売買契約等の場合には、典型的に取引上の地位を不当に利用しやすい関係が認められるとまではいえません。 これらの観点を踏まえ、支払告示では、典型的に発注者が優位に立ちやすい関係が認められる「製造委託等」を適用対象としています。
2	・サプライチェーン全体では委託事業者と受託事業者の取引上の地位の優劣関係は一貫するとは限らず、どこかの事業者が割を食い、支払サイトの調整を強いられ、持ち出しが増えてキャッシュフローの悪化	御意見として承ります。

	が生じることが懸念される。支払告示運用基準案によっては、サプライチェーン全体での製造委託等に係る代金の支払の適正化が実現されないのではないか。	
3	・委託事業者と外注取引先との取引について、商社が関与する場合、支払告示案における「受託事業者」に該当するのは、商社であるか、それとも外注取引先であるかについて、取適法と同様の解釈（令和7年中小受託取引適正化法テキスト 24 頁 Q1）がとられるか。 ・「製造委託等」に該当するか否かは、契約の形式や名称ではなく、受託事業者が、製造委託等の内容（製品仕様・設計の決定、受託事業者の選定、代金額の決定、製造リスクの負担関係等）に関与しているかという取引実態を総合的に考慮して判断されるのか。商社機能に限定した関与のみを行う取引については、直ちに「製造委託等」に該当するものではないという理解で良いか。 ・「製造委託」の対象外とされている、取引条件に関与せず、事務取引を行っているに過ぎない商社との取引既製品の取引については、支払告示案の適用外か。	商社が発注者と外注取引先の間に入って取引を行うものの、製造委託等の内容（製品仕様、受託事業者の選定、代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合には、通常、その商社は支払告示上の委託事業者又は受託事業者とはならず、発注者が委託事業者、外注取引先が受託事業者となります（ただし、「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」場合を除きます。）。したがって、発注者は、商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、支払告示上の問題が生じないように商社を指導する必要があります。
4	・「製造委託等」の定義としては取適法における解釈（類型）と同様か。	取適法第2条第6項に規定する「製造委託等」の各委託取引の定義に関しては、同条第1項から第5項に規定されています。
5	・委託事業者が自社のために利用する目的で役務の提供を受ける場合（例：事業会社が外部の弁護士に法律相談を委託する場合、IT企業が自社ウェブサイトの制作・保守を外部に委託する場合等）は、当該委託は「業として行う提供の目的たる役務と同種又は類似の役務」の委託には該当せず、取適法第2条第4項の「役務提供委託」に当たらないため、支払告示案の「製造委託等」にも含まれないか。	支払告示の適用対象となる取適法第2条第4項に規定する「役務提供委託」の「提供の目的たる役務」には、事業者が自ら用いる役務は含まれず、自ら用いる役務の提供を他の事業者に委託することは「役務提供委託」に該当しません。
6	・例えば、自己の事業で工場生産設備に使用する設備類を発注する場合	自家使用又は自家消費する物品の製造を他の事業者へ委託すること

	合、当該発注行為は、取適法での「事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合」と同じく、支払告示案の対象外となるのか。	について、事業者がその物品の製造を「業として行う場合」には、支払告示の適用対象となる取適法第2条第1項に規定する「製造委託」に該当しますが、「業として行う場合」に当たらないときは、当該委託取引は「製造委託」に該当しません。
7	・グループ会社が使用する社内イントラネットやグループ共通の基幹システムの保守役務を親会社が第三者に委託するケースでは、当該役務はグループ全体で内部消費されるものであって、外部の第三者に提供されるものではない。このような場合、「役務提供委託」として、支払告示案の適用はあるか。	親会社がグループ会社において使用される役務を他の事業者へ委託する場合には、当該役務は自ら用いる役務ではなく、「提供の目的たる役務」に当たり得るため、当該役務の提供を委託することは「役務提供委託」に該当する場合があります。
8	・「役務提供委託」には、現行の取適法のとおり建設工事を除くという理解でよいのか。	支払告示の適用対象となる取適法第2条第4項に規定する「役務提供委託」では、建設業を営む者が業として請け負う建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることが除かれています。
9	・「取引上の地位が…劣っていない」に関して、取引依存度等を総合考慮すると記載されているが、抽象的であるため、事業者の予見可能性を確保する観点からも、より客観的に判断できる基準や考え方を示していただきたい。典型事例や非該当事例を示すべき。 ・「取引上の地位が…劣っていない」ことに関して、(1)から(4)は定性的に述べているため、判断基準足り得ない。特に(1)取引依存度は定量的に述べないと判断基準として意味をなさず、また同様に(2)市場における地位も定量的に述べないと判断基準として意味をなさない。運用基準の通達であるため、定量的に記載しなければ基準足り得ない。どのようなケースが支払告示案の対象となり得るかについて、具体的に記載するよう強く求める。 ・支払告示案の趣旨である、委託事業者と受託事業者との間の取引の公正性確保の必要性については理解する。しかし、支払告示案・支払	「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」かどうかについては、支払告示運用基準第1の2(1)～(4)に示す要素などを総合的に勘案し、個別の事案に応じて判断されます。 このため、具体的な数値基準を示すことは困難ですが、例えば、受注者の事業規模が委託事業者に比して小さい場合、正当な理由がないのに給付を受領した日から60日目までに代金が支払われないときは、一般に、当該受注者がこれを受け入れていることをもって、委託事業者が自己の取引上の地位を前提にその負担を押し付けているものと考えられ、その他の具体的事実を勘案して、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる特段の事情がなければ、当該委託事業者は支払告示の委託事業者に該当することとなります。 また、受注者の事業規模が委託事業者と同等以上である場合であって

告示運用基準案の内容及び想定される運用は、委託事業者側に過度な実務負担及び財務上の不利益をもたらし、企業活動の円滑性や予見可能性を著しく損なうものであることから、原案には強く反対する。「取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められる場合」の判断に当たり、受託事業者の取引依存度、委託事業者の市場における地位、取引先変更の可能性等を総合的に勘案するとされている。しかし、これらの要素はいずれも抽象的であり、定量的基準や判断の目安が示されていない。そのため、委託事業者としては、取引先ごと、契約ごとに、当該取引が本規制の対象となるか否かを事前に明確に判断することが困難である。 ・「取引上の地位が…劣っていない」かどうかの具体的な判断については、独占禁止法と同様と理解している。支払告示案に基づく公正取引委員会の取組に期待しているので、迅速かつ的確に執行し、また新たな規制の定着を図るようお願いしたい。 ・受託事業者の定義（取引上の地位が劣っていないこと）の判断事例など、判断に繋がるモデルケースが提示されることが望ましい。 ・受託事業者と委託事業者がコミュニケーションをすることが求められているのか、双方が、取引の依存度やシェアの大きさ等どのように会話して判定することが望ましいのか、具体的なコミュニケーションの例を示していただきたい。 ・事業規模のみをもって受託事業者の該当性を判断することは、実務において形式的な運用が行われるおそれがある。大企業同士の取引や小規模事業者同士の取引についても、正常な商慣行及び取引の実情に即して個別に判断すべき。 ・「委託事業者と事業規模が同等以上の事業者であっても」に関し、「以	も、直ちに適用対象から除外されるものではなく、その他の具体的事実を勘案して判断されることとなり、例えば、当該委託事業者に対する取引依存度が高いことや、当該委託事業者を取引先とすることが重要であることなどは、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていることを示す要素として考慮されることとなります。 以上の趣旨を明確化するために、原案を修正しました。
---	---

	上」があると際限がないため、委託事業者から「製造委託等を受けた事業者（その取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く。以下「受託事業者」という。）」に倣い、「以上」を削除し「同等」に留めるべきである。	
10	・「取引上の地位が…劣っていない」に関して、相手方との間に取引上優越した地位があることの立証責任を、違反を主張する当局側ではなく、被疑行為者側に転換する旨の規定であるようにも読めるが、そのような趣旨か。仮にそのような趣旨ではない場合には、このような規定ではなく、取引上優越した地位にある場合にのみ規制対象とすることを明確にする規定とすべきではないか。	「製造委託等」の取引では、委託が反復継続的となり受注者の発注者に対する取引依存度が高くなる傾向があるなど、取引先変更の可能性が低くなりやすい構造にあるため、典型的に発注者が優位に立ちやすい傾向が認められます。ただし、対等又は対等以上の取引上の地位にある受注者と取引する場合にまで規制を及ぼす必要があるとまでは考えられないため、このような受注者が除外される旨を規定することとしています。
11	・資金的余力がある受託事業者は「劣っていないと認められる」ものとして支払告示案の対象外としていただきたい。あるいは、「製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合」の例示として、「受託事業者の資金状況等を踏まえ、当該支払期日が製造委託等の代金の額や取引条件全体に照らして合理的と認められる場合」を例示として追記していただきたい。	「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」かどうかについては、支払告示運用基準第1の2（1）～（4）に示す要素などを総合的に勘案し、個別の事案に応じて判断されます。 このため、資金的な余力があることのみをもって、直ちに「劣っていないと認められる」ものではありません。 また、受託事業者に資金的な余力があることをもって、「合理的な理由」があるとは認められません。 なお、「受託事業者の資金調達コスト等を踏まえて代金の額を定める場合」は、「製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合」に当たります。
12	・特定の製造委託において、少数事業者により市場がほぼ寡占状態にある場合など、「取引上の地位が…劣っていない」事例を追加していただきたい。	支払告示運用基準第1の2において、「(4) その他当該委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実」として、「当該委託事業者にとって取引の対象となる商品又は役務を取り扱うことの重要性」等が考

		慮されることとなる旨を示しており、御指摘のような状態についても包含され得るため、原案どおりとします。
13	・「取引上の地位が…劣っていない」ことに関して、取引依存度等を総合的に勘案するとされているが、同一企業間取引において製品・役務毎に取引関係が異なる場合、例えば、ある製品では優越関係にない一方、別の製品では取引依存度が高い場合、該当性は製品・役務単位で判断されるのか、企業単位で判断されるのか。	受託事業者に該当するかどうかについては、取引の当事者である事業者について判断されることとなります。取引依存度については、一般に、当該委託事業者との取引の額を受託事業者の売上高で除して算出されますが、受託事業者の取り扱う商品又は役務が多様な場合には、各商品群又は各役務群ごとに取引依存度を算出する必要が生ずることもあります。
14	・「取引上の地位が…劣っていない」かどうかの判断に関して、海外事業者への製造委託等において契約先は当該海外事業者の日本子会社であるという事例の場合、当該日本子会社の日本市場における地位、日本市場における当該委託事業者への取引依存度、日本市場における取引先変更の可能性だけではなく、当該海外事業者の海外市場を含めた地位、取引依存度、取引先変更可能性などの具体的事実も総合的に勘案し、取引上の地位が判断されるのか。 ・「取引上の地位が…劣っていない」かどうかの具体的な判断に関して、委託事業者・受託事業者それぞれを法人単位でのみ判断するのか。それとも当該法人の支配関係も考慮に入れるのか。	受託事業者に該当するかどうかについては、取引の当事者である事業者について判断されることとなります。
15	・「事業規模」とは、何を基準に比較されることになるか（例えば、資本金額、売上高、従業員数などか）。委託事業者と受託事業者の事業規模は、各企業の単体の全社的な事業規模のみで比較することが想定されているのか。それとも、企業グループ単位、支店単位、事業単位などで事業規模を比較することもあり得るのか。 ・「事業規模」とは何を指すのか。資本金の大小、売上高の大小、従業員数の大小など具体的な指標を示していただきたい。	事業規模としては、まずは事業者の資本金の額及び従業員数が考慮されますが、事案に応じ、売上高等の具体的事実も考慮されることとなります。事業規模は、通常は取引の当事者である事業者について比較されることとなります。もっとも、特定の事業部門や営業拠点など特定の事業の経営に大きな支障を来す場合であって、当該特定の事業が当該事業者の経営全体において相対的に重要なものである場合などには、事業経営上大きな支障を来すことがあり得るため、具体的な判

	・「当該委託事業者に比して事業規模が小さい事業者が、当該委託事業者による告示に規定する行為を受け入れている場合には、…例外的な場合を除いて、一般に当該事業者は告示の受託事業者に該当する。」という記載があるが、事業規模を判断材料として、画一的な規律が及ぶことのないようにすべきであり、本内容は削除するか、あるいは事業規模の定義含め、具体的内容について補足や一定の例示を示していただきたい。	断に当たっては、これらの事情も総合的に勘案されるものと考えられます。
16	・国や地方公共団体が発注者である場合は、支払告示案の適用対象外か。サプライチェーン全体としての支払適正化という制度趣旨との整合性に疑義が生じ得るのではないか。	国及び地方公共団体は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により支払遅延防止等に関する特別の義務が課されていることから、取適法の規定に倣い、支払告示の対象から除外することを明らかにしています。
17	・親子会社間又は同一企業グループ内における取引について、取適法と同様に、運用上問題とならない取扱いが維持されるか。 ・支払告示案は、親子会社・兄弟会社間の取引に適用されるか。	親子会社間の取引又は兄弟会社間の取引が実質的に同一企業内の行為に準ずるものと認められるときには、これらの取引は、原則として不公正な取引方法による規制を受けません。
18	・特定運送委託に対し支払うべき代金の支払期日に関して、「給付を受領した日」は、当社から運送委託業者が集荷した日、着荷主に納入した日、又は締め日（20日締め、月末締め等）のいずれに当たるか。 ・「給付を受領した日」に関して、取適法で定める納入日と同じ趣旨と考えているが、支払告示運用基準案には明記が無いため、その旨を明記いただきたい。 ・やり直しをさせた場合の支払期日の起算日は、取適法と同様の解釈となるか。 ・連続して提供される役務に係る支払期日の起算点については、取適法運用基準案第4の2（4）ただし書と同様の取扱いを明記すべき。 支払告示案は取適法の適用対象外の取引についても適正化を図る趣	「給付を受領した日」については、取適法上の「給付を受領した日」と同様に解釈されます。

	旨であることに鑑み、少なくとも取適法運用基準と同等の柔軟性を確保する観点から、同様の記載を設けることが適当ではないか。 ・役務提供委託又は特定運送委託における例外的な支払期日の起算日は、取適法と同様の解釈となるか。	
19	・役務提供委託等において、月締めによる支払制度を採用することが許容されるか。「60 日以内」の解釈について、実務上「2 か月以内」として取り扱うことが可能か。例えば、X 月 1 日納品の場合に X + 1 月末日（翌月末日）に支払うことは許容されるか。 ・月単位の締切制度を採用している場合について、「受領後 60 日以内」を「受領後 2 か月以内」と運用し、大の月（31 日）も小の月（30 日）も同じく 1 か月とする運用は、取適法と同様の解釈となるか。	支払期日を定める場合に、月単位の締切制度を採用することも認められます。月単位の締切制度を採用する場合には、給付を受領した日から 2 か月以内に代金を支払うことが認められます。
20	・支払告示案では、検収翌月末起算で一定の支払サイト後に、期日を指定して現金振込をする方法の場合（例えば、給付受領の翌月末起算で 60 日後に現金振込（給付受領月の月末から見ると 90 日後の現金支払））は、禁止事項となるのか。	検収締切制度を採用する場合であっても、正当な理由がある場合を除いて、給付を受領した日から 60 日目までに代金を支払わないときは、支払告示上問題となります。
21	・年間契約に基づく役務提供委託について、従来、年末に一括して支払う取扱いがされている場合に、支払告示施行後も当該支払条件を維持することは可能か。	「給付を受領した日」については、取適法上の「給付を受領した日」と同様に解釈されます。役務提供委託の場合にあっては、支払告示上の「給付を受領した日」は「受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日」（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）であり、年間の契約を締結するか否かにかかわらず、受託事業者が提供する個々の役務の提供を受けた日から起算して 60 日の期間経過後なお支払わないことは、支払告示上問題となります。ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、次の要件を全て満たすものについては、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱うこととします。

		○ 代金の支払は、受託事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が発注時点で書面又は電磁的方法により示されていること。 ○ 発注時点において、当該期間の代金の額が書面又は電磁的方法により示されていること、又は代金の具体的な金額を定めることとなる算定方式（役務の種類・量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）が書面又は電磁的方法により示されていること。 ○ 受託事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。
22	・取適法では、「手形を交付すること」及び「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」についても規定されているが、支払告示案においても、同様の解釈となるのか。 ・手形払は認めない旨を追加してより明確化してもらいたい。	「なお支払わないこと」とは、給付を受領した日から起算して 60 日以内に、現金又はこれに準ずる支払手段によって、代金が支払われないことをいいます。 このため、手形払について、支払告示上は問題となりません。 なお、これは、成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、5 年後を目途に約束手形の利用を廃止することとされており、現在、産業界・金融界などでも令和 8 年度末での手形の利用廃止に向けた取組が進められているところ、支払告示については、施行期日（令和 9 年 4 月 1 日）との関係で明示的に手形払に係る定めを置く必要は必ずしも高くないと判断したものです。
23	・支払遅延に該当しないためには、給付を受領した日から起算して 60 日以内に、受託事業者に対して電子記録債権を発生させることにより支払を行えば足り、当該 60 日以内に、受託事業者が実際に現金を受領する（電子記録債権が現金化される）ことまでは求められないか。 ・電子記録債権を利用した場合において、支払期日は、「電子記録債権	「なお支払わないこと」とは、給付を受領した日から起算して 60 日以内に、現金又はこれに準ずる支払手段によって、代金が支払われないことをいいます。 支払手段として電子記録債権、ファクタリング等を使用する場合は、60 日以内に、受託事業者に対して、電子記録債権の発生記録・譲渡記

	を発行した日」もしくは「電子記録債権が履行されて受託事業者に入金される日」のどちらか。 ・電子記録債権、ファクタリング等で支払う場合に、その満額の支払を受けられる日が給付の受領日から 60 日を超える日となるような支払サイトの設定を行うことも許容されるという理解でよい。 ・電子記録債権、ファクタリング等の支払サイトに上限等の制限は検討されているのか。	録又は代金債権の譲渡承諾等により金融機関から支払を受けることができるようにする必要がありますが、受託事業者が代金の満額に相当する現金を受領した状態となることまでは求められません。 電子記録債権、ファクタリング等の満期日・決済日等までのサイトについては、支払告示上は問題となりませんが、今後、このようなサイトの長い支払手段の使用についてもその状況を注視してまいりたいと考えています。
24	・電子記録債権、ファクタリング等は、期日前に現金化する場合、割引料が発生するが、割引料が通常の範囲内ならば、問題ないか。 ・支払告示案において、一括決済方式や電子記録債権を用いて代金支払をした場合であって、その現金化に当たり、割引料や受取手数料が受注者負担となる場合でも、直ちに支払遅延とはならないか。	支払手段として電子記録債権、ファクタリング等を使用する場合において、支払期日に現金化するに当たり、割引料や受取手数料等を受託事業者が負担することとなるときであっても、支払告示上は問題となりません。 もっとも、取引の相手方に対し、債務超過等業績が不振な会社の発生記録による電子記録債権、満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権等の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な電子記録債権を使用して対価を支払い、通常よりも割高な割引料を負担させることは、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号の優越的地位の濫用として問題となり得ます。
25	・支払告示案において、代金支払を振込で行う場合、振込手数料は必ずしも発注者負担とする必要はないか。 ・現金振込する場合の振込手数料を代金から減額することは、取適法同様に禁止となるのか。	代金を銀行振込で支払う場合に、振込手数料を受託事業者が負担することとなる場合でも、支払告示上は問題となりません。 なお、振込手数料を委託者負担とすると合意していたにもかかわらず、当該振込手数料を差し引いて代金を支払う場合等は、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号の優越的地位の濫用として問題となり得ます。
26	・リベートや振込手数料等、業界の慣習として行われているものについても、何らかの規制を設けることを検討いただきたい。	御意見として承ります。
27	・実質的な「合意」と評価する際に考慮される客観的要素（例：支払	「十分な協議の上に受託事業者が納得して合意している」かどうか

条件が 60 日を超える合理的理由の説明、協議機会の付与、検討期間の確保、協議記録の保存、合意拒否に対する不利益示唆の不存在等）を、支払告示運用基準案において例示すべき。 ・「受託事業者との十分な協議の上に受託事業者が納得して合意している趣旨であり、合意という形式的な形さえ整えればよいものではない」と記載されているが、本内容に対応したことが客観的にわかるよう協議内容・同意等について記載した議事録等を残す対応を考えている。このような対応で問題ないか、もし、その他に具体的な対応方法があれば教えてほしい。 ・協議の実施や一方的な合意の破棄に関する定めがないので、第 2 の 1（2）イの後に、委託事業者、受託事業者とも下記に留意しなければならない旨を記載していただきたい。 1 当事者の片方に協議の意思がある場合、相手方はこれに応じなければならない。 2 合意事項について一方的な理由による破棄は認められない。 ・「受託事業者が納得して合意している」というために、委託事業者側にはどのようなプロセスが求められるのか。また、定型的な契約条件を提示し、受託事業者から特段の修正申し出がないまま締結された場合や受注者側が契約書などで提示した条件が 60 日を超えそれを委託者側が特に言及せず発注したような場合であっても、実質的な合意がないとみなされる可能性はあるか。日々の多量の取引において支障が大きいため具体的な判断基準を明示していただきたい。 ・支払告示案が施行される以前から、既に継続的な取引を行っている受託事業者と、書面で支払条件を合意している場合は、「受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合」	については、個別の事案に応じて判断されることとなるものの、契約書上、給付を受領した日から 60 日を超えて支払期日が定められているだけでは十分な協議があったとは認められず、少なくとも受託事業者に対し、取引の実態に即した合理的な理由及びその事由に応じた期間として当該支払期日を定める必要があることを説明した上で、支払条件を合意する必要があります。 なお、協議の経過については、当事者間の認識に齟齬を生じないように、書面・電子メール等の記録を作成・保存しておくことが望ましいと考えられます。 また、単に従来の契約において、給付を受領した日から 60 日を超えて支払期日が定められていたというだけでは、「合理的な理由」があるとは認められません。
---	--

	に該当し、施行前に、受領後 60 日を超えている支払条件を設定した状態を継続して問題ないか。 ・「当事者の実質的な意思が合致している」、「受託事業者が納得して合意している」かどうかを公正取引委員会は外形的に何をみて判断するのか。	
28	・受託事業者との「合意」により支払条件を定める場合、これらの取り交わしに関しては、発注の都度ではなく、会社間での事前取り交わしにより両社間の全取引の前提として適用されることとしてもらいたい。 ・継続的な取引関係において、基本契約締結時に将来の個別案件全般に適用される支払条件について 60 日を超える支払サイトで同意を得ている場合には、「製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合」に当たり、個別の発注ごとに改めて検討時間を設けなくとも、「事実上同意を余儀なくさせている」とはいえないか。	継続的な取引に共通する内容について受託事業者との合意により支払条件を定めている場合には、個別の製造委託等をするに当たって、その内容に変更がなければ、その都度改めて受託事業者と協議等を行う必要はありませんが、受託事業者が内容の変更を求めるときは、改めて十分な協議を行う必要があると考えられます。 なお、「製造委託等をするに当たって、受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合」は、取引の実態に即した合理的な理由に基づき、支払条件を定める場合に限られることに留意が必要です。
29	・「給付の完了の確認又は検査に通常必要とする期間」の妥当性について、業界の一般的な商慣習は「合理的な理由」として考慮されるのか。特に情報成果物において、委託事業者のクライアントやエンドユーザーによる最終確認が必要なケースにおいて、その確認待ち期間を算入して支払期日を定めることは、支払告示運用基準案上の「合理的な理由」に含まれるのか。	「合理的な理由」に該当するかについては、個別の事案ごとに、取引の実態に即して判断されるところ、商慣習も考慮されますが、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならないため、留意が必要です。 例えば、給付の目的物である情報成果物の水準確認のために委託事業者の取引先による精緻な検査が必要であり、その確認に要する期間を斟酌して支払期日を定めることは、「給付の目的物である情報成果物が一定の水準を満たしているかにつき確認を要する場合」として、合理的な理由に基づくものといえます。
30	・単に従来の契約慣行を理由として、受領から 60 日を超えて支払う	単に従来の契約において、給付を受領した日から 60 日を超えて支払

	ことは合理的な理由には該当しないか、明確化すべき。	期日が定められていたというだけでは、「合理的な理由」があるとは認められません。
31	・請求書発行等の支払い処理に伴う事務手続を軽減・効率化するため、受託事業者及び委託事業者が双方納得・合意の上、分割納入ではあるが全ての成果物が検収に合格した後に一括払とすることを選択することも、「合理的な理由」に含めていただきたい。	単に請求や支払に係る事務の便宜を理由として、給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日の翌日以降の日を支払期日と定めることは、直ちに「合理的な理由」があるとは認められません。
32	・投資回収期間が長期に及ぶビジネスモデルを前提とした製造委託等については、その特性を踏まえて、代金を当該期間内に支払わないことについて「正当な理由がある場合」の例として明記いただきたい。	投資回収期間が長期に及ぶビジネスモデルを前提とした製造委託等であっても、そのことをもって、直ちに「正当な理由がある場合」に該当するとは認められません。 なお、「受託事業者の資金調達コスト等を踏まえて代金の額を定める場合」は、「製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合」に当たります。
33	・どのような場合に「資金調達コスト等を踏まえ」たことになるか、具体例や考え方等を明らかにしていただきたい。	「受託事業者の資金調達コスト等を踏まえて」とは、通常は、受託事業者の短期調達金利相当額を上乗せして代金の額を定めることをいいますが、その金利の算定に当たって、受託事業者が利率等の開示を希望しない場合には、受託事業者と協議の上で、合理的な方法により受託事業者の資金調達コスト等を算定する必要があります。
34	・「受託事業者が同意の是非を検討できるだけの十分な時間的余裕」というのは、具体的な時間・期間を想定されているか、明確化していただきたい。 ・「受託事業者が同意の是非を検討できるだけの十分な時間的余裕」と記載されているとおり、受注者からの同意やそれに至るまでの交渉は契約締結前や給付を受ける前に行われることは必須ではなく、給付を受けた後に十分な時間的余裕をもって同意を得たような場合も許容されるとの理解でよい。また、委託者側からの支払時期の提示から	受託事業者が同意の是非を検討できるための十分な期間的余裕が設けられているかどうかについては、個別具体的に判断されますが、通常は、少なくとも数日程度の期間を要すると考えられます。 なお、製造委託等をした後に受託事業者の同意を得る場合については、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通常生ずべき損失を委託事業者が負担する必要があります。

	長くとも3日から5日程度の検討期間があり、同意を得た場合には「十分な時間的余裕」を設けた上で、同意を得たといえるか。	
35	・支払告示運用基準案では、「なお、委託事業者が客観的に相当と認められる損失を負担していない場合には、たとえ受託事業者が同意したときであっても、「通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合」とはいえ（ない）」とあるが、「客観的に相当と認められる損失」とは、「相当因果関係の範囲内の損失」（法定利率又は約定利率）と同義か。	「客観的に相当と認められる損失」とは、「相当因果関係の範囲内の損失」と同様の内容であるものと考えています。
36	・取引の内容は当事者間が事業上の合理性を判断し自由に定めるべきものであり、当事者間の十分な協議の上に、取引価格、発注量等の他の取引条件とのトレードオフも踏まえて、支払条件について受託事業者も納得して当事者の実質的な意思が合致している前提であれば、それ以上に場面や内容を制限する必要はなく、場면을制限することは取引の自由を制限することになるため、「合理的な理由に基づき、支払条件を定める場合に限る」べきではない。 ・「正当な理由がある」に代えて「受託事業者との十分な協議の上に受託事業者が納得して合意している」場合は、この限りでないとしてもらいたい。	御意見として承ります。
37	・転嫁円滑化を含め、本件をより効果的に機能させるためには、委託事業者の先の最終顧客（＝サプライチェーンのトップに位置する）に対する当局の指導が必要と考える。その実施状況を教えてほしい。	最終顧客の事業者とその受注者との取引についても、優越的地位の濫用として問題となり得ます。 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
38	・サプライチェーン・マネジメント・システムを採用している現行取引について、サプライヤー資産の倉庫に入庫して、委託事業者が倉庫から出したタイミングで支払期日のカウントが発生することとしているが、サプライチェーン・マネジメント・システムの運用自体を取りやめなければならないか。	受託事業者が委託事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた物品を預託し、委託事業者が倉庫から出庫して使用する預託方式が支払告示上問題となるかどうかは、個別の事案に応じて判断されることとなりますが、受託事業者が倉庫に預託した物品について、委託事業者が自由に倉庫から出庫し、使用することが可能となる場合には、特別の定

		めがなければ、受託事業者が預託した日が受領日とされ、正当な理由がある場合を除いて、当該受領日から起算して 60 日の期間内に代金を支払わなければ支払告示上問題となることとなります。しかし、例えば、受託事業者が倉庫に預託した物品のうち、発注時点で定められた納期日前に預託された数量の物品については委託事業者又は倉庫事業者を占有代理人として、受託事業者が自ら占有していることとし、当該納期日にその所有権が委託事業者に移転することがあらかじめ書面又は電磁的方法により合意されている場合には、支払告示上は、倉庫に預託した物品のうち、当該納期日前の預託数量については、実際の預託日にかかわらず、当該納期日（委託事業者が当該納期日前に出庫して、使用した場合においては、出庫した日）に受領があったものとして取り扱います。 ただし、このような預託方式の下では、支払告示のほか、取適法又は独占禁止法上の優越的地位の濫用（受領拒否、買いたたき等）に抵触しないよう留意する必要があります。
39	・請求書の受領を基準として支払期日を定める実務を踏まえ、以下の2点を明確化すべきである。（１）請求書の受領を起点に、合理的な期間（例：受領後 60 日以内）に支払期日を事前合意で定める場合、受託事業者の利益を不当に害しないものとして許容されるか。（２）請求書の内容について争いがあり協議が行われる場合、当該支払条件に従って支払がなされる結果、役務提供から 60 日を経過することとなる場合であっても、許容されるか。 ・「その給付を受領した日又は代金の額が確定した日のいずれか遅い方から起算して」に修正していただきたい。	「製造委託等をするに当たって、受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合」は、取引の実態に即した合理的な理由に基づき、支払条件を定める場合に限られます。このため、請求書を受領した日や承認した日から起算して 60 日目までに代金を支払うことを合意した場合であっても、直ちに「合理的な理由」があるとは認められません。ただし、例えば、①受託事業者から委託事業者以外の者に給付が提供されるため、代金の額の算定のために受託事業者による給付の完了に係る通知が必要であることを確認した上で、受託事業者が給付を提供した後、速やかに当該給付の完了に係る通知を行い、委託事業者が当該通知を受領した日から 60 日目まで

		に代金を支払うことを合意し、その合意に従って代金を支払うときや、②受託事業者の実績作業時間に応じて代金の額が算定されるため、その額の算定のために受託事業者による給付の内容に係る通知が必要であることを確認した上で、受託事業者が給付を提供した後、速やかに当該給付の内容に係る通知を行い、当該通知を受領した日を基準として「毎月末日通知締切、翌月末日支払」等の締切制度により代金を支払うことを合意し、その合意に従って代金を支払うときは、「代金の額を算定するために受託事業者による給付の完了に係る通知を受けることを要する場合」に当たり、受託事業者による通知が遅延したためにその遅延に係る期間につき遅れて代金が支払われた場合であっても、合意に従っている限りは、支払告示上問題としないと考えられます。
40	・受託事業者が販売価格を価格決定期日までに提示できない場合（例えば、受託事業者が見積りを提出しない場合や受託事業者の意思による価格提案が延期され示されない場合）には、正当な理由としてもらいたい。 ・支払が納入後 60 日以内に間に合わないことを互いに認識した上で、価格決定に関するルールが合意されている場合（受託事業者が製造を海外の業者に委託しており直近の為替影響を反映させる運用や、受託事業者と海外製造委託会社との関係で支払金額が確定しない等）には、正当な理由としてもらいたい。	「製造委託等をするに当たって、受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合」は、取引の実態に即した合理的な理由に基づき、支払条件を定める場合に限られます。このため、単に製造委託をする日又は給付を受領した日までに代金の額が決定されていないことを理由として、給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日の翌日以降の日を支払期日と定めることは、直ちに「合理的な理由」があるとは認められません。ただし、例えば、海外調達に係る原材料価格を直近の為替レートにより算出した上で代金の額を算定することとしているため、その額の算定のために受託事業者による給付の内容に係る通知が必要であることを受託事業者との間で確認した上で、受託事業者が給付を提供した後速やかに当該給付の内容に係る通知を行い、委託事業者が当該通知を受領した日から 60 日目までに代金を支払うことを合意し、その合意に従って代金を支払

		う場合には、「代金の額を算定するために受託事業者による給付の完了に係る通知を受けることを要する場合」に当たり、受託事業者による通知が遅延したためにその遅延に係る期間につき遅れて代金が支払われた場合であっても、合意に従っている限りは、支払告示上問題とならないと考えられます。
41	・支払告示運用基準案において、「給付の内容が委託内容と異なることがある等の場合をいう。」と記載があるが、表現としておかしいのではないか。「給付の内容が委託内容と異なる場合等をいう。」などとすべきである。	御意見として承ります。
42	・60日以内の支払期日の設定に関して、「禁止行為に該当しない場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているものか。仮に、電子記録債権、ファクタリング等による満額の支払を受けられる日が給付の受領日から60日を超える日となるような、電子記録債権、ファクタリング等の満期日を設定する行為を指しているのであれば、それ自体は適切と考えるが、記載文言としては、「支払期日は、」という記載ではなく、電子記録債権、ファクタリング等の満期日に関する記載として記載すべきではないか。	支払告示上、60日の期間内に代金が支払われる場合には、禁止行為に該当しないこととなりますが、個々の取引によっては、早期に支払が可能な場合もあり得るところ、禁止行為に該当しない場合であっても、支払告示の趣旨に照らし、支払期日は、給付を受領した日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められることが望ましいことを記載しています。
43	・取適法の適用対象外である事業者間取引についても、企業規模や取引実態を問わず、原則として「給付受領日から60日以内の支払」を求める点について、再検討を要すると考える。	御意見として承ります。 なお、支払告示では、取引上の地位が発注者と対等又は対等以上の受注者と取引する場合に規制を及ぼす必要があるとまでは考えられないため、このような受注者との取引が除外される旨規定することとしています。 また、令和7年11月、公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法対象外の取引についても、支払サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する等、サプライチェーン全体での支

		払の適正化に努めるよう関係各方面に要請を行っています。
44	・支払遅延が生じた場合、取適法と同じレベルの罰則か。	支払告示に定められている禁止行為を行った場合には、排除措置命令の対象になります（独占禁止法第 20 条）。
45	・給付受領日から 60 日を超えての支払となる場合、取適法のように、超過期間に対する遅延利息の支払が義務付けられるのか。	支払告示においては、遅延利息に関する規定は設けられていません。
46	・支払告示案は、優越的地位の有無という個別判断に基づき適用対象が決まる構造であり、対象取引の特定や契約条件の見直しに長期間を要することから、支払告示案の施行に当たっては、十分な移行期間を設けていただきたいと考えます。 ・対象となるサプライヤーの抽出、自社の財務面での影響計算と資金準備、システム登録変更、サプライヤーへの連絡等必要な準備は多岐にわたるため、施行までに十分な猶予期間を設けてほしい。 ・支払告示案に基づく規律は、取適法対象外取引を含め、広範な企業間取引に直接影響を及ぼす重大な制度変更であるにもかかわらず、実務上の準備期間が著しく短い点に強い懸念がある。このため、施行までに十分な猶予期間（例：1 年から 2 年程度）を設ける、あるいは、既存契約については、更新時・改定時から適用する等の経過措置を設けてほしい。 ・無理のない移行を可能にする観点から、経過措置や、金融・税制等の優遇措置の導入について検討いただきたい。	事業者の支払条件の見直し等に係る準備期間を踏まえ、施行期日は令和 9 年 4 月 1 日としています。 関係省庁と連携して、金融機関及びそれを監督する省庁に対して、支払告示に準拠した対応に取り組む事業者からの資金繰り支援の相談に丁寧かつ親身に応じるとともに、事業者の業況や資金需要等を勘案し、事業者に寄り添った柔軟かつきめ細かな資金繰り支援に努めることを要請するなどしてまいりたいと考えています。
47	・施行期日前に合意した契約に基づく支払条件は、支払告示案の対象外か。	支払告示は、支払告示の施行期日以降にされた製造委託等について適用するものとします。
48	・適用範囲が過度に広がることに懸念がある。自由競争に対し、過度な法的リスクを意識させることにより、必要以上に慎重な取引対応（取引回避・取引縮小）を招く可能性があり、却って市場の活力を損	御意見として承ります。

	なうおそれがある。	
49	・委託事業者が受託事業者に対し、製造委託等に係る給付を受領した日から起算して 60 日以内とすることについて、中小企業・小規模事業者の実状に踏まえたものであることから賛成である。 ・支払告示案に規定する禁止行為に対する具体的な解釈や考え方を明らかにするための運用基準を示すことは大変重要であり、本内容についても賛成である。	賛同の御意見として承ります。

(3)「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案に対する意見について

No.	意見の概要	考え方
1	・優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方改定案の「取引の対価の一方的決定」に関する想定例の拡充に当たり、製造委託等のみならず、売買取引における価格転嫁（卸売業における手数料）拒否の場面も含めた記載を検討いただきたい。	独占禁止法第2条第9項第5号の優越的地位の濫用に関しては、適用対象となる取引類型は限定されておらず、取適法に規定されている「製造委託等」に必ずしも限られません。 頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
2	・想定例⑭に関して、短納期発注は、生産コストだけでなく、物流コスト（配送運賃等）も増加する旨を追記いただきたい。 ・想定例⑭に関して、ドライバー不足の中、短いリードタイムの発注は、「生産コスト」だけではなく、物流コストも増加する。車両手配や倉庫人員が困難な短期発注による物流コスト増加についても「生産コスト等」の文言に追加してほしい。	想定例⑭における「生産コスト等」には、物流コスト（配送運賃等）も含まれ得るものと考えています。
3	・想定例⑭の「短納期発注（例えば、当日発注・当日納品）」に関して、「当日」の文言によって、極端に急な発注でなければ良いと曲解されかねない。納品リードタイムは業界によって差異があるので、「業界標準から逸脱したリードタイムでの発注」など文言を修正すべきではないか。	御意見を踏まえて、例示部分を削除いたしました。
4	・「取引の対価の一方的決定」について、不公正な取引方法に該当し得る具体例（想定例①～⑭）をいくつか記載いただいているが、今後も継続して更に具体例を積み上げていただきたい。 ・一般的には、買い手の方が優越的な立場にあると思われがちだが、売り手の方が、優越的な立場にあるケースがある（売り手：材料メーカー、買い手：部品メーカー）。そのような想定事例も追加いただきたい。また、そのように売り手が優越的な立場になることもあり得ることを周知いただきたい。	御意見として承ります。

5	・想定例④に関して、「満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権」の期間を明確化いただきたい。	想定例④は、支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な電子記録債権（債務超過等業績が不振な会社の発生記録による電子記録債権、満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権等）を使用して対価を支払うことによって、通常よりも割高な割引料を負担させる場合には、優越的な地位の濫用として問題となる旨を想定例として示したものであり、いかなる場合に「満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権」とされるかは、個別の事情に応じ判断されます。 なお、令和7年11月、公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して60日以内に短縮する等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めるよう関係各方面に要請を行っています。
6	・想定例④に関して、現金化が可能である場合であっても割引料が「通常よりも割高」であるか否かにより評価しようとしているが、「通常よりも割高な割引料」という判断基準は極めて抽象的であり、金融情勢、取引形態、受託事業者の信用力等によって大きく左右される割引料水準について、委託事業者が事前に適法性を判断することは困難である。その結果、ファクタリングや電子記録債権といった正当な支払・資金調達手段の利用が萎縮し、実務上、支払サイトの短縮が事実上強制される効果を生じさせるおそれがあるため、反対である。	御意見として承ります。 なお、想定例④は、支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な電子記録債権（債務超過等業績が不振な会社の発生記録による電子記録債権、満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権等）を使用して対価を支払うことによって、通常よりも割高な割引料を負担させる場合には、優越的な地位の濫用として問題となる旨を想定例として示したものであり、いかなる場合に「通常よりも割高な割引料」とされるかは、個別の事情に応じ判断されます。
7	・中身の製品品質に関係しない外装ダメージ品の不荷受け（輸送中に発生する軽微な擦れ、高湿度で発生する斗缶の軽微なサビや段ボール品の胴膨れ等）についても、記載していただきたい。 ・想定例⑧のいわゆる3分の1ルールや日付逆転品の納品禁止だけでなく、軽微な外装ダメージ品の受領拒否についても言及していただき	御意見として承ります。

	たい。発荷主の責任ではない返品については、禁止行為としていただきたい。	
8	・発荷主に由来しない返品（加工食品業界だとドラッグストアの棚替えで発生する返品や家庭用卸店からのケース単位での返品）についても、記載いただきたい。これらはメーカー（売り手）の管理を離れているので再販ができず廃棄処分するしかない。 ・想定例⑧に関して、ドラッグストア業態の返品の商慣習について記載がないが、触れていただきたい。	御意見として承ります。
9	・想定例⑧に関して、いわゆる3分の1ルールや日付逆転品の納品禁止といった商慣行は、供給者の生産・需給・物流面での負荷が甚大であり、フードロス発生にも繋がってしまう。よって、こういった商慣行に基づく受け入れ拒否行為は違反である旨を明示していただきたい。	御意見として承ります。
10	・想定例⑧に関して、納期に間に合う通常の場合は問題とならないと認識される可能性があるため、「納期に間に合わない場合であるにもかかわらず、」といった状況を限定する記述は削除する方が良いと考える。 ・想定例⑧に関して、「天災や道路事情等、納入業者に責任のない事情により納期に間に合わない場合であるにもかかわらず」は、特別な事情があればOKと読み取れるので、表現を削除していただきたい。	御指摘の部分については、納期に間に合う通常の場合は直ちに受領拒否が認められるという趣旨ではなく、また、特別な事情があれば直ちに受領拒否が認められるという趣旨ではありません。頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
11	・想定例⑧の「納入業者と協議することなく」をより詳細な記述とするのが良いのではないか。	御意見を踏まえて、明確化のため、原案を修正しました。
12	・想定例⑧に関して、「納入業者と協議することなく」については、協議結果は書面に残すこととしてもらいたい。 ・想定例⑧⑨に関して、「納入業者」が何を指すかが分かりづらい。	御意見として承ります。

13	・想定例⑧では、納品期限設定に関する商慣行として「3分の1ルール」のみ記載されているが、飲食料品では食品ロスを削減するため納品期限を緩和する取組が進んでおり、3分の1ルールが納品期限設定の代表的な商慣行であるように記述することはその動きを阻害することにつながりかねない。「製造年月日から一定の期日までに商品を納品しなければならないという商慣行」と3分の1ルールに限定しない記述か、「製造年月日から最初の3分の1又は2分の1に当たる日までに商品を納品しなければならないという商慣行（いわゆる3分の1ルール又は2分の1ルール）」といった3分の1と2分の1を併記する記述に修正すべきと考える。	想定例⑧では、公正取引委員会が実施したフードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査において把握した商慣行を踏まえて、いわゆる3分の1ルールという商慣行における納品期限設定に関して、独占禁止法上問題となり得る想定例を記載しているものであり、いわゆる3分の1ルールを代表的な商慣習として記載しているものではありません。頂いた御意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。
14	・想定例⑧に関して、3分の1ルールを理由に、「納入業者と協議することなく、商品の受領を拒否すること」が想定例として記載されているが、納入業者の立場が弱いので、この書き方では、着荷主に協議事実を作られてしまう懸念がある。3分の1ルールを理由とした受け入れ拒否が違反であると端的に明記してほしい。	「想定例」は、どのような行為が優越的地位の濫用に該当するのかについて具体的に理解することを助けるために掲げているものであり、問題となり得る仮定の行為の例として記載しています。独占禁止法に違反するかについては、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方に記載されている事情を総合的に勘案して判断されます。
15	・（注2）の改定の趣旨を教えてください。優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）の適用と特殊指定の適用との関係において、特殊指定が適用される行為には、優越的地位の濫用に関する規定は適用されないか。	法定優越（独占禁止法第2条第9項第5号に掲げる行為をいいます。）又は指定優越（同項第6号（ホに係るものに限る。）の規定により公正取引委員会が指定した行為をいいます。）に係る独占禁止法第19条の規定に違反する事実がある場合には、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象になります。具体的には、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、違反行為を抑止すべき必要性が高い事案として、法定優越であって一定の要件に該当する事実が認定された場合には、独占禁止法第2条第9項第5号に該当するものとして排除措置命令及び課徴金納付命令を行います。他方で、そのような事実の認定には至っていなくとも、効率的かつ効果的な執行の観点も考慮して、指

		定優越に該当する事実が直ちに認定された場合には、迅速に問題行為の排除を図るため、独占禁止法第2条第9項第6号に該当するものとして排除措置命令を行います。いずれの規定を適用するかは、運用において個々の事案に応じて個別に判断されます。 なお、ある行為について法定優越又は指定優越のいずれかの規定を適用して当該行為の排除が図られる場合には、同一の行為に対して重ねて別の規定を適用して当該行為の排除に係る措置をとることはありません。 御意見を踏まえて、明確化のため、原案を修正しました。
16	・優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方に、想定例を盛り込んで示すことについて賛成である。 ・実効的な価格協議が行われたかどうかを濫用行為の判断における考慮要素となることが明確化される方向性に賛同する。 ・いわゆる3分の1ルールやいわゆる日付逆転品の納品禁止を記載いただくことは画期的であり強く賛同する。 ・納品期限や日付逆転についての商慣行に対して想定例を追加することは、こうした商慣行に注意した行動を促すこととなり、非常に意義深いと思う。	賛同の御意見として承ります。

(4) その他

No.	意見の概要	考え方
1	・ 昨年５月に成立した取適法を高く評価しており、本年１月の同法の施行を契機として取引適正化が一層推進されることを期待している。 - 加えて、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応などの観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、規制を整備していくことは、実務への影響について十分に留意する必要があるものの、取引適正化の観点からは評価できる。 ・ 今般の企業取引研究会における議論等においては、「製造委託等」に係る取引を対象として支払条件の適正化（60 日以内の支払）に関する特殊指定の策定が示されている。また、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方の改定により、サプライチェーン全体での価格転嫁の環境整備が図られようとしていることについて、その方向性を高く評価する。	賛同の御意見として承ります。
2	・ 契約書の更新が必要となり、資金繰りにも影響を与えるため、混乱を招かないようしっかりと周知いただきたい。 ・ 取適法との関係性がよく分からない。民間人にも分かるようにしてほしい。	御意見を踏まえて、周知に努めてまいります。
3	・ 大手小売事業者と取引を行う事業者にとっては好ましいので、公正取引委員会には大手小売事業者の行為について監視を強化して対処していただきたい。 ・ 荷主だけではなく運送事業者でも優越的地位の濫用をしているものがあると思うため、対処してもらいたい。国際宅配便業者の中には競合数が少ない立場を利用して、毎年あり得ないぐらい値上げをしてく	御意見として承ります。

るものもいる。 ・ 附帯作業に見合う料金を荷主は払っていない。運送会社は弱い立場なので、受けざるを得ない状況ですが、こうした附帯作業についてもきちんと料金が運送会社に支払われることを切に願う。 ・ 企業間取引の実情や海外の法制度との比較も踏まえ、企業の国際競争力の維持・向上に資する最適な規律の在り方を検討いただきたい。 ・ 繊維商社・素材メーカー等製造委託取引における発注元の協力が不可欠であり、取適法の規制対象である製造委託取引に係る契約において、発注元と染色加工企業の間で、料金負担も含め、運送に関する取引条件を明確化する等に向け、取適法上何らかの措置を検討していただきたい。	
--	--